

賦課金に係る特例の認定申請書類 チェックリスト

申請者所在地: \_\_\_\_\_  
 申請者名称: \_\_\_\_\_

2019年度適用申請からの変更点

減免認定申請書作成システムに電子ファイル添付し、チェックリストを出力すると、チェック済となる。

書類No.	提出する事業者	書類名	必要数・注意事項	提出	様式	正本提出数	チェック(正本)	チェック(電子ファイル添付)
1	全事業者	申請様式第14 (A4で印刷し、左上をクリップ止めとすること。ホチキスは使用しない。第1表のみ両面印刷、第2表～第4表は片面印刷とすること。)	第1表	両面印刷し、申請する事業所毎に作成・提出	必須	省令様式 (システムで作成)	1	
2		第2表	申請事業ごとに1組 ※注1	必須	省令様式 (システムで作成)	1		
3		第3表	申請事業ごとに1組 ※注1	必須	省令様式 (システムで作成)	1		
4		第4表(共同受電の場合)	共同受電の事業所のみ提出	必須	省令様式 (システムで作成)	1		
以下の書類は、申請事業ごとに必要部数を提出すること。提出が足りない場合は、書類不備として申請書類が受理されないことがあるので、注意すること。								
5	全事業者	公認会計士又は税理士による確認書類	直近事業年度分のみ確認を受ければ良い	必須	任意 (HP掲載の記載例を参照のこと)	1		
6	全事業者	電気使用量の証明書類 (電気使用量の表示箇所をマークすること。お客様番号を明示的に確認できること。第2表や第3表に記載している事業所であり、申請対象事業所(第1表を作成)ではないが、申請事業を行っている事業所であれば、電気使用量の明細を提出すること。) ※注2 ※注3	各事業所における事業所全体の電気の使用量の証明書類 (テナント受電の事業所の場合は、テナント全体の電気使用量の資料)	直近事業年度において、申請事業を行う全ての事業所の資料 (12か月分の電気使用量が分かる資料。毎月の請求書等の場合は、一覧表を添付することが望ましい。証明書類は、事業所毎にまとめてクリップ止めとすること。A4で印刷し、数値が読み取れる大きさにコピーすること。)	必須	任意	1 ※注2	
7	全事業者	電気使用量の積算確認表 (エクセルファイル)	各事業所における12ヶ月分の電気使用量を積算したエクセル資料 (テナント受電・共同受電の場合はエクセル内の別シートに記載)	直近事業年度において、申請事業を行う全ての事業所の電気使用量データを入力したエクセル(1ファイル) (申請対象ではない事業所分の電気使用量を合算し1事業所分としてシステムに入力する場合は、本積算確認表を必ず添付すること。)	任意	定型 (HPに掲載のエクセル様式)	-	-
8	全事業者	申請者が申請事業を行っていることが特定できる事項が記載された書類、全事業所一貫(会社内等、具体的な事業内容)が分かるもの(よくある質問Q81参照)		必須	任意	1		
9	全事業者	第1表 原単位の推移に係る確認表	直近5事業年度分 直近事業年度の前年度から起算して過去4事業年度分の原単位の変化率を用いて認定基準を判定している場合は、直近6事業年度分	必須	定型 (システムで作成)	1		
10	全事業者	申請事業および事業者の売上高を証明する書類(損益計算書等)	直近5事業年度分 直近事業年度の前年度から起算して過去4事業年度分の原単位の変化率を用いて認定基準を判定している場合は、直近6事業年度分	直近事業年度分は必須 ※注5	任意	1 ※注2		
11	全事業者	賦課金に係る特例の認定申請書類チェックリスト	申請事業ごとに作成	必須	定型 (本様式、システムで作成)	1		
12	全事業者	認定通知書の返信用封筒 (郵便番号、所在地、事業者名、担当者氏名を記入。認定通知書のみ返送するため、送料の切手を貼付すること。郵便の配達状況が確認できるよう、特定記録・簡易留書等にする場合は、その旨を封筒に書き添えること。)	認定通知書(A4)が返送されるため、封筒のサイズと切手の額面に注意すること	必須		1		
13	申請書第3表で経済的指標を使用した事業者	様式第14第3表に記載した経済的指標の根拠資料(よくある質問Q82参照)	申請者の全事業・全事業所共通の指標・単位を使用すること	必須	任意	1		
14	共同受電あり テナント受電あり	各事業者の関係性をまとめた総括表 (受電設備から小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者・建物所有者等)、共同受電参加者(入居事業者)への電気供給ルートを示したもの)(よくある質問Q39,Q40,Q77,Q79参照)	自家発電による電力も併用している場合は、その電力の供給の流れについても記載すること	必須	任意	1		
15	共同受電あり (よくある質問Q39,Q77参照)	共同受電により電気の供給を受けていることの証明書類	小売電気事業者等との電力供給契約書の写しなど 契約状況を証明する書類	共同受電の事業所のみ提出	必須	任意	1 ※注2	
16		事業者毎に区分や建物が明確に分けられており、電気の使用場所が異なることが確認できる図面など共同受電であることを証明する書類	共同受電の事業所のみ提出	必須	任意	1 ※注2		
17		共同受電全体で使用した電気の量の証明書類	共同受電の事業所のみ添付(12ヶ月分の電気使用量が分かる資料)	必須	任意	1 ※注2		
18	テナント受電あり (よくある質問Q40,Q79参照)	電気使用量の証明書類 (電気使用量の表示箇所をマークすること。お客様番号を明示的に確認できること。第2表や第3表に記載している事業所であり、申請対象事業所(第1表を作成)ではないが、申請事業を行っている事業所であれば、電気使用量の明細を提出すること。) ※注2 ※注3	事業所において申請者が使用した電気の量の証明書類(同じ事業所に複数の事業者が入居する場合のみ)	テナント受電の事業所のみ添付	必須	任意	1 ※注2	
19		小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)と電気料金の精算に関する事項を定めた資料 (テナントビルの賃貸借契約書の写し、電気料金の精算に関する覚書の写しなど)	テナント受電の事業所のみ提出	※注4	任意	1 ※注2		
20	該当する事業者	創業又は申請事業の開始から5事業年度経過していないことが分かる資料(よくある質問Q3参照)	該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須	任意	1 ※注2		
21	該当する事業者	定額制の契約のため、電気使用量が請求書面等でも不明な場合は、小売電気事業者等との電力供給契約書の写しなど定額制の契約を行っていることが分かる書類(よくある質問Q21参照)	該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須	任意	1 ※注2		
22	該当する事業者	子メーターによる区分計測を行っている場合は、設置された子メーターの計測結果と当該子メーターが電氣的にどの設備の電気を計測しているかを記した書類(よくある質問Q26参照)	該当する事業所の分を提出 契約先の小売電気事業者等による作成又は確認が必要	該当する場合は必須	任意	1 ※注2		
23	該当する事業者	名称の変更等により、電気使用量の証明書類に記載されている名称と現在の名称が異なる場合は、名称の変更を証明する書類 (法人登記の「履歴事項全部証明書」(新旧の名称が確認できるもの)の写しなど)(よくある質問Q74参照)	名称変更等があった事業者は、申請書ごとに1部添付	該当する場合は必須	任意	1 ※注2		
24	該当する事業者	法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度(賦課金減免の適用を受けようとする年度)の4月から電気の供給を受ける小売電気事業者等及び識別番号が、提出した電気使用量の証明書類を発行した小売電気事業者等及び識別番号とは異なる場合は、賦課金の適用を受けようとする年度の4月からの小売電気事業者等との契約関係および識別番号が分かる書類(4月からの小売電気事業者等との電力供給契約書の写し、電気料金請求書の写しなど)(よくある質問Q75参照)	該当する事業所の分を提出	該当する場合は必須	任意	1 ※注2		
25	該当する事業者	自家発電による電力も併用している場合は、年間の自家発電量を証する資料(よくある質問Q76参照)	自家発電による電力も併用している場合は提出	該当する場合は必須	任意	1 ※注2		

※注1: 申請事業を行っている全ての事業所について記載すること  
 ※注2: 減免申請のために新たに作成された証明書類以外のもの(毎月の電気料金請求書、電力供給契約書などの各種契約書等)は正本に添付するものも写し可  
 ※注3: 1つの事業所内で複数の識別番号を有する場合には、事業所の地図を添付すること  
 ※注4: 必須の書類ではないが、国の審査手続において必要となる場合には提出を求めらるる  
 ※注5: 残りの事業年度分は必須の書類ではないが、国の審査手続において必要となる場合には提出を求めらるる